

【第1号議案】

産業廃棄物処理施設の敷地の位置の
都市計画上の支障の有無について

目次

- ①法令関係・・・・・・・・・・ 3～ 5頁
- ②「都市計画上の支障」の
判断基準について・・ 6～ 8頁
- ③事業地の現況・・・・・・・・ 9～17頁
- ④今回計画・・・・・・・・・・ 18～33頁
- ⑤生活環境影響調査・・ 34～41頁

①法令関係

佐賀県都市計画審議会への付議理由について

- ①都市計画区域内においては一定規模の廃棄物処理施設は、その位置を都市計画決定しているものでなければ、新築・増築できません。(建築基準法第51条)
- ②都市計画決定されていない場合は、県が都市計画審議会の議を経て、**その敷地の位置が都市計画上支障が無いと認め、許可した場合は、新築・増築が可能(建築基準法第51条ただし書き許可)**となります。



今回、申請者から佐賀県に対し廃棄物処理施設（産業廃棄物）の建築許可申請（建築基準法第51条ただし書き）があり、佐賀県都市計画審議会へ諮問・ご審議いただくものです。

産業廃棄物処理施設の法令等の位置づけ

建築基準法 第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 **その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物**は、都市計画においてその敷地の位置が決定してるものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。
※産業廃棄物処理施設の場合は、県の都計審、一般廃棄物処理施設については、市の都計審の議決が必要。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令 130条の2の2(位置の制限を受ける処理施設)

第2項イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から13号の2までに掲げる**産業廃棄物の処理施設**

■産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第7条

法第十五条第一項 の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

二 汚泥の乾燥施設であって、一日あたりの処理能力が10^mを超えるもの。



今回申請された処理施設の1日あたりの処理能力が基準を超えているため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となる

②「都市計画上の支障」の判断 基準について

「都市計画上の支障」の判断基準について

建築基準法第51条ただし書き許可

都市計画決定されていない一定規模の廃棄物処理施設について、県が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が**都市計画上支障が無い**と認めて許可した場合は、新築・増築が可能となります。

昭和35年建設計発第29号より抜粋

法第51条ただし書きの規定により特定行政庁が取り扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とする

- (1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ない場合
- (2) 将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合
- (3) 設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はそれらの計画の構想が確定していない場合
- (4) その他関係部局が**公益上やむを得ない**と認める場合

公益上やむを得ないと認められるかについての審査

- ・環境対策 : 生活環境影響調査、公害防止協定、災害対策
- ・施設の位置 : 既存集落や公共施設、市街地等との位置関係
- ・道路交通 : 搬出入経路、道路幅員、出入口の位置
- ・施設計画 : 敷地、建築物、廃棄物処理施設の計画

都市計画上の支障について県の意見

- ①以前より産廃処分施設として使用されており、当時の北方町及び地元の区長とも協議がなされ、地元との公害防止協議に基づき支障なく運営されている。
- ②50戸以上の既存集落に近接しておらず、学校・病院・公園等の公共施設に近接していない。
- ③計画している運搬量が、前回(平成30年)の法第51条許可の時点で想定していた運搬量の範囲内に収まっているため、乾燥施設の増設による搬出・搬入車輛の増加はなく、周辺の道路交通に与える影響が少ない。
- ④当該施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査が実施され、その結果周辺への影響は少なく、また、乾燥施設の増設に伴う地元との公害防止協定が新たに締結されている。

県としては、今回計画は周囲に及ぼす影響が少なく都市計画上支障ないと考えます

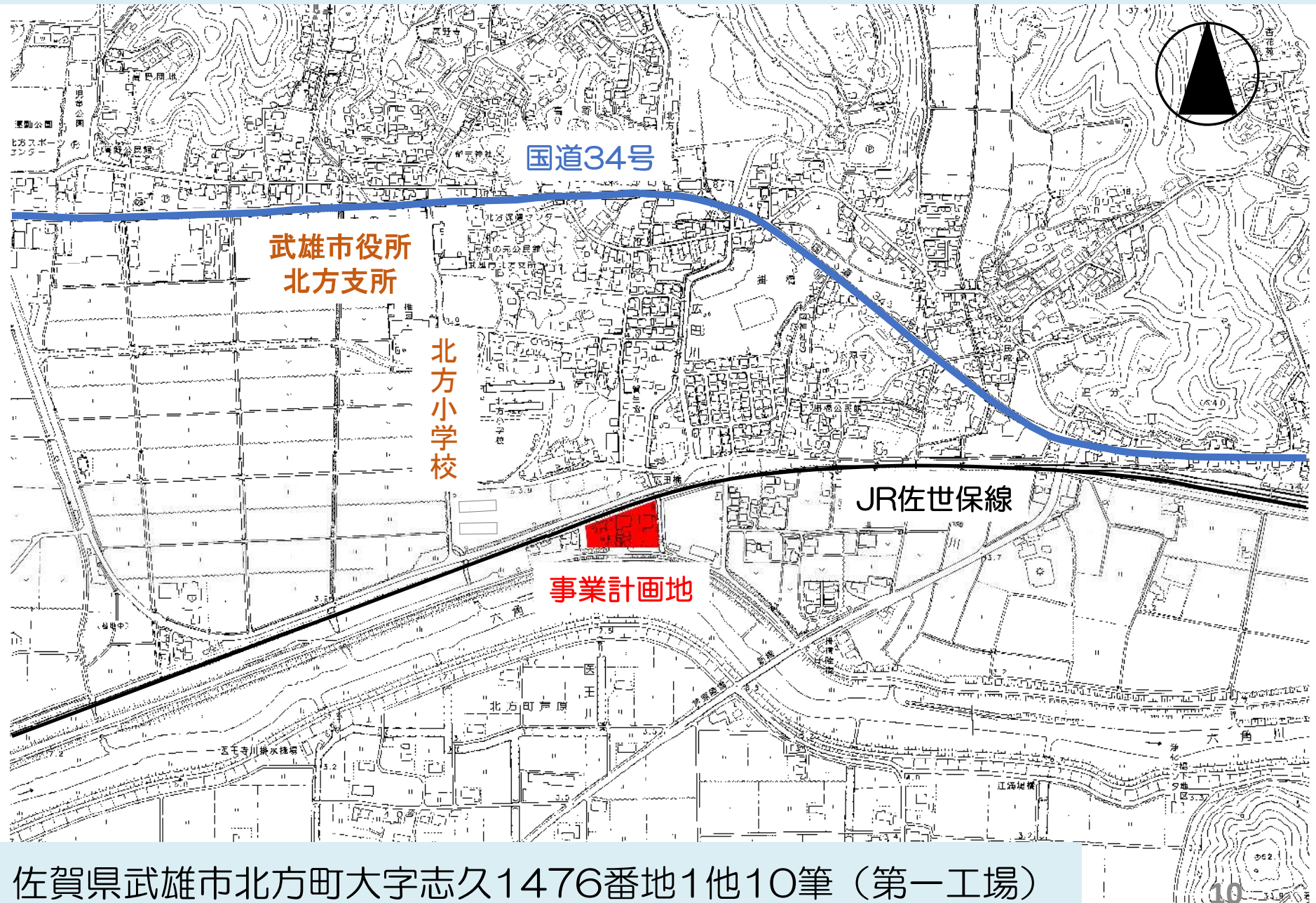
(参考)武雄市の意見

計画施設は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えられる。

(武雄市都市計画審議会に諮問済)

③事業地の現況

事業計画地位置図



佐賀県武雄市北方町大字志久1476番地1他10筆（第一工場）

事業計画地航空写真



株式会社三協環境開発の会社概要

名 称：株式会社三協環境開発

住 所：（本 社）佐賀県武雄市北方町大字志久815番地1

（支 社）佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里

2769番地4

（第一工場）佐賀県武雄市北方町大字志久1476番地1

→計画地

（第二工場）佐賀県武雄市北方町大字志久816番地

事業概要：産業廃棄物収集運搬業及び処分業
一般廃棄物収集運搬業及び処分業 等

施設整備と処理施設設置の経緯(1/2)

| 年 月 | 経 緯 | 廃棄物処理施設の設置 |
|-----------|-------------------------|----------------------------|
| 平成7年 | 株式会社三協環境開発に組織変更 | |
| 平成8年 | 第一工場を開設（計画地） | |
| 平成8年 | 佐賀県において産業廃棄物処分業許可取得 | A焼却施設設置 B乾燥施設設置 |
| 平成13年 7月 | ①作業場棟建築 | |
| 平成14年 2月 | ②水処理施設棟建築 | C脱水施設設置 D中和施設設置 |
| 平成15年 8月 | ①作業場棟に破碎施設設置、圧縮施設設置増設 | E破碎施設設置 F圧縮施設設置（金属くず） |
| 平成16年 3月 | ②水処理施設棟増築 | |
| 平成16年1 1月 | ③圧縮施設棟建築 | G圧縮施設設置 |
| 平成18年 3月 | 旧武雄市、旧山内町、旧北方町（1市2町）の合併 | |
| 平成18年 7月 | ④破碎施設棟建築 | E破碎施設の廃止 H破碎施設設置許可 |
| 平成22年 7月 | ⑤便所棟建築⑥休憩室1 建築⑦計量事務所棟建築 | |
| 平成22年1 1月 | ⑧休憩室2 建築 | |
| 平成23年 4月 | ⑨汚物処理・ごみ焼却場建築 | A焼却施設、B乾燥施設の廃止、I焼却（乾燥）施設設置 |

施設整備と処理施設設置の経緯(2/2)

| 年 月 | 経 緯 | 廃棄物処理施設の設置 |
|-----------------|---|--|
| 平成24年 3月 | 事業計画地が都市計画区域に指定 | |
| 平成28年 3月 | ⑦計量事務所棟増築 | |
| 平成28年11月 | ⑩焼却物保管棟建築 | |
| 平成30年11月 | 佐賀県において建築基準法第51条許可取得 | C脱水施設の処理品目の追加 I焼却(乾燥)施設の処理品目の追加、稼働時間の延長 |
| 令和 5年 2月 | ⑥休憩室1、⑧休憩室2の解体 ⑪事務所、⑫便所2の建築、 敷地範囲の変更(5,713.82㎡→5,741.55㎡) | |
| 令和 6年 (今回計画) | ③圧縮施設棟の解体 ⑬圧縮施設・乾燥施設棟の建築 | G圧縮施設交換 (処理能力が一定の範囲内の ため法51条許可不要) |
| | 佐賀県へ建築基準法第51条許可申請 | J乾燥施設新設(法51条許可 の対象) |

現況図

③事業地の現況



事業地の現況写真(1/2)

③事業地の現況



⑦計量事務所



全景(南側より)



①作業場、④破碎施設



②水処理施設



⑤便所1



③圧縮施設
(今回計画で建替予定)

事業地の現況写真(2/2)



⑨汚物処理・ごみ焼却場（北側）



⑨汚物処理・ごみ焼却場（西側）、②水処理施設



⑨汚物処理・ごみ焼却場（東側）



⑩焼却物保管庫棟



⑨汚物処理・ごみ焼却場、⑩焼却物保管庫棟



⑫便所2



⑪事務所



搬入路 東側から撮影



搬入路 西側から撮影

④今回計画

計画概要（産業廃棄物処理施設）

産業廃棄物処理施設についての計画概要

計画

乾燥施設の増設

| | | |
|-------|------------|----------------------|
| （処理能力 | 汚泥 | 14m ³ /日 |
| | 動物性残さ（厨芥類） | 14m ³ /日 |
| | 動物のふん尿 | 14m ³ /日 |
| | 廃酸 | 9.9m ³ /日 |
| | 廃アルカリ | 11m ³ /日 |
| | 混乾燥処理能力 | 12m ³ /日） |



●廃棄物処理法施行令第7条第二号の変更（増設）

法51条許可が**必要**な変更

→佐賀県都市計画審議会の**対象**

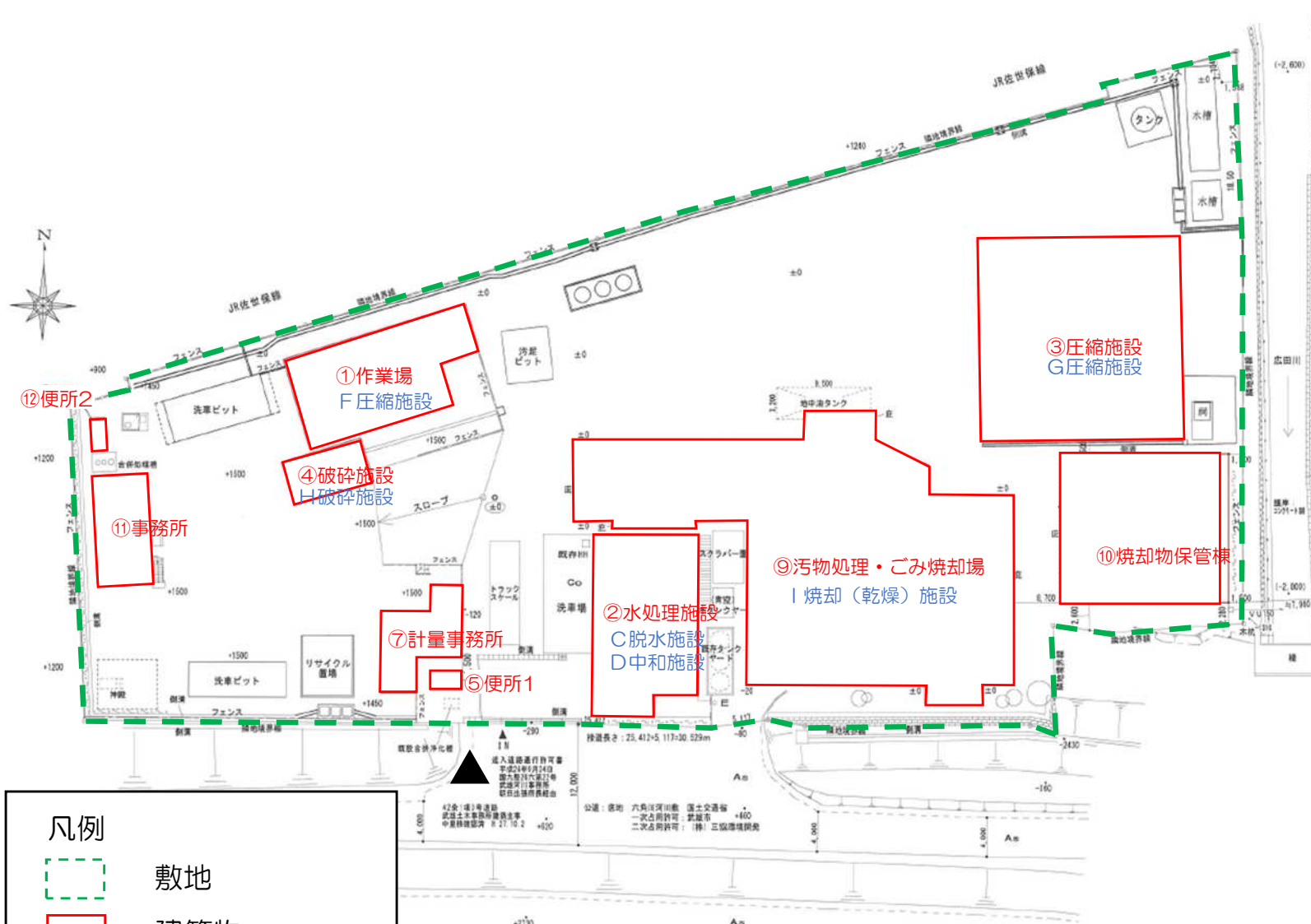
計画概要（処理能力等の変更一覧）

④今回計画

| 施設の種類 | 変更前 | | 変更後 | |
|---|--|---|--|--|
| | 処理品目 | 能力 | 処理品目 | 能力 |
| 焼却 (乾燥①) | 汚泥 廃油 廃プラスチック類 | 34.9 t/日 (24h) 8.8 t/日 (24h) 14.7 t/日 (24h) | 汚泥 廃油 廃プラスチック類 | 34.9 t/日 (24h) 8.8 t/日 (24h) 14.7 t/日 (24h) |
| | 廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、繊維くず、ゴムくず、動物のふん尿 | 34.2 t/日 (24h) | 廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、繊維くず、ゴムくず、動物のふん尿 | 34.2 t/日 (24h) |
| | 混焼 | 22.3 t/日 (24h) | 混焼 | 22.3 t/日 (24h) |
| | 汚泥の乾燥 | 21.2m ³ /日 (24h) | 汚泥の乾燥 | 21.2m ³ /日 (24h) |
| | 汚泥の乾燥（混乾時） | 16.5m ³ /日 (24h) | 汚泥の乾燥（混乾時） | 16.5m ³ /日 (24h) |
| | 中和 | 廃酸及び廃アルカリ | 10m ³ /日 (10h) | 廃酸及び廃アルカリ |
| 脱水 | 汚泥、動物のふん尿 | 64m ³ /日 (16h) | 汚泥、動物のふん尿 | 64m ³ /日 (16h) |
| 破碎 | 廃プラスチック類 | 2.7 t/日 (10h) | 廃プラスチック類 | 2.7 t/日 (10h) |
| | 木くず | 4.3 t/日 (10h) | 木くず | 4.3 t/日 (10h) |
| | 紙くず | 2.7 t/日 (10h) | 紙くず | 2.7 t/日 (10h) |
| 圧縮 | 金属くず | 3.5 t/日 (8h) | 金属くず | 3.5 t/日 (8h) |
| 圧縮 | 廃プラスチック類 | 51.2 t/日 (8h) | 廃プラスチック類 | 67.2 t/日 (8h) |
| | 紙くず | 46.4 t/日 (8h) | 紙くず | 63.2 t/日 (8h) |
| | 繊維くず | 27.2 t/日 (8h) | 繊維くず | 40.8 t/日 (8h) |
| (許可不要な範囲で処理能力が増加・一般廃棄物処理施設) | | | | |
| 乾燥② | 無（今回新設） | 無（今回新設） | 汚泥 動植物性残さ（厨芥類） 動物のふん尿 廃酸 廃アルカリ | 14m ³ /日 (24h) 14m ³ /日 (24h) 14m ³ /日 (24h) 9.9m ³ /日 (24h) 11m ³ /日 (24h) |
| <div style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></div> 今回の許可対象施設 | | 赤字 変更箇所 | | |
| | | | 混乾燥処理能力 | 12m ³ /日 (24h) |

現況図

④今回計画



| 建築物(処理施設) | |
|-----------|------------|
| ① | 作業場 |
| | F圧縮施設 |
| ② | 水処理施設 |
| | C脱水施設 |
| | D中和施設 |
| ③ | 圧縮施設 |
| | G圧縮施設 |
| ④ | 破碎施設 |
| | H破碎施設 |
| ⑤ | 便所1 |
| ⑦ | 計量事務所 |
| ⑨ | 汚物処理・ごみ焼却場 |
| | I焼却(乾燥)施設 |
| ⑩ | 焼却物保管棟 |
| ⑪ | 事務所 |
| ⑫ | 便所2 |

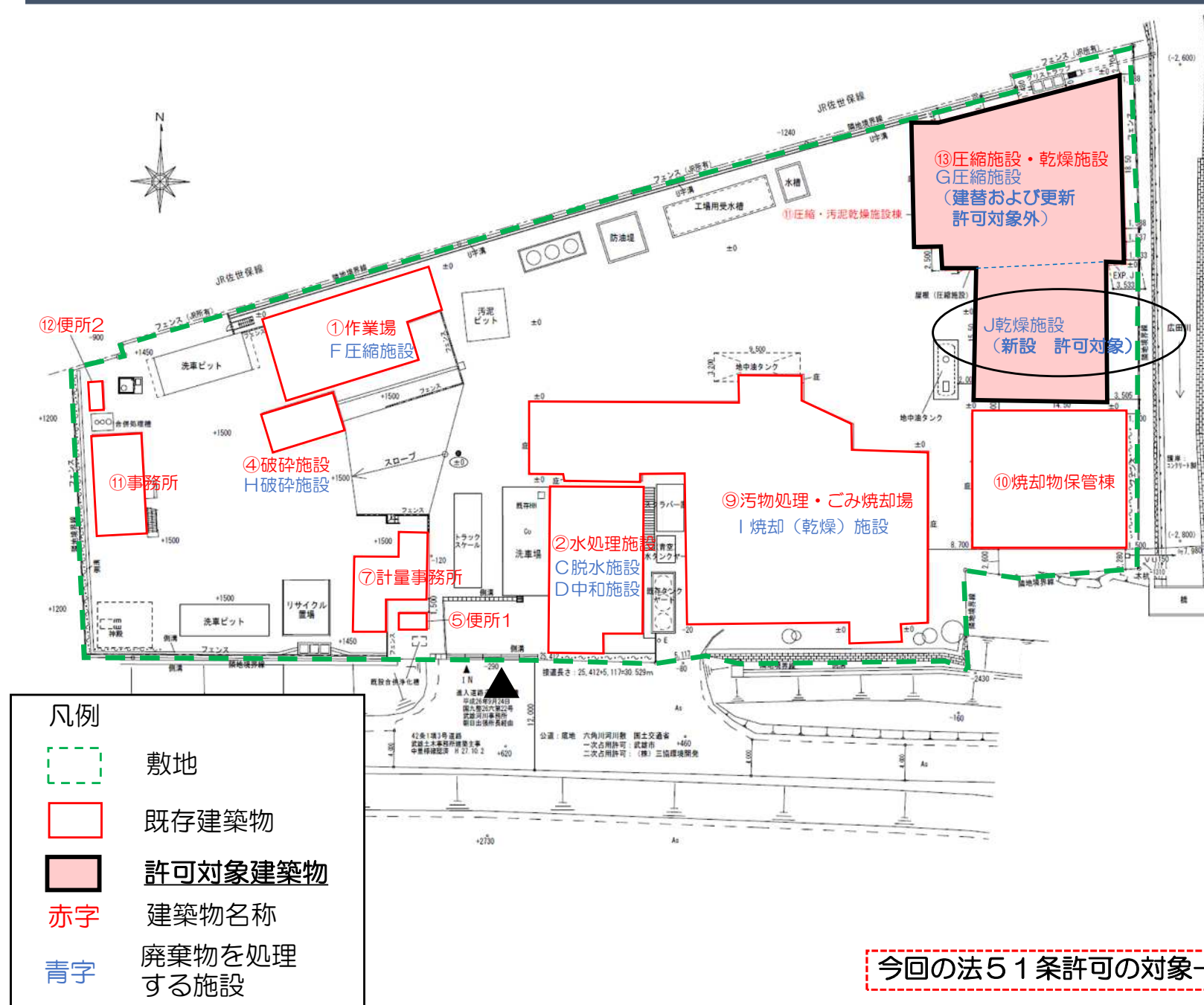
| 凡例 | |
|----|-------------|
| | 敷地 |
| | 建築物 |
| 赤字 | 建築物名称 |
| 青字 | 廃棄物进行处理する施設 |

計画図

④今回計画

建築物(処理施設)

- ①作業場
- F圧縮施設
- ②水処理施設
- C脱水施設
- D中和施設
- ③圧縮施設
(建替および更新。⑬へ)
- G圧縮施設
- ④破碎施設
- H破碎施設
- ⑤便所1
- ⑦計量事務所
- ⑨汚物処理・ごみ焼却場
- I焼却(乾燥)施設
- ⑩焼却物保管棟
- ⑪事務所
- ⑫便所2
- ⑬圧縮施設・乾燥施設
(新築)
- G圧縮施設
(③の建替および更新。
法51条許可の対象外)



凡例

- 敷地
- 既存建築物
- 許可対象建築物
- 赤字 建築物名称
- 青字 廃棄物进行处理する施設

今回の法51条許可の対象→ J乾燥施設(新設)

乾燥施設を増設する理由について (1/2)

現状

大半の下水汚泥は、既存乾燥施設を通さずに直接、既存焼却施設で処理している。
(敷地内に既存の乾燥施設があるが、既存乾燥施設では主に無機汚泥を乾燥処理している。)

近年の変化

佐賀県内の下水道普及に伴い、含水率の高い下水汚泥の処理依頼が増えている。

有機汚泥(下水汚泥、食品工業汚泥等)の含水率

当初想定(H30時点):含水率約77%

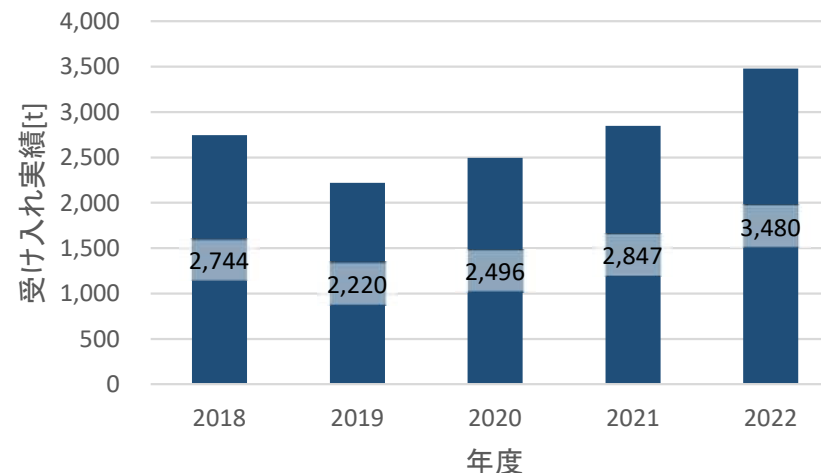
現状 :含水率約85%

| 汚泥の種類 | 具体例 |
|-------|-------------------------------------|
| 無機汚泥 | 土木工事現場や工場等の排水から発生する汚泥(砂や金属成分等を多く含む) |
| 有機汚泥 | 食品工業汚泥(油分や糖分等を多く含む)、下水汚泥等 |



汚泥(三協環境開発HPより)

(参考)
有機汚泥(下水汚泥を含む)の受入実績



乾燥施設を増設する理由について (2/2)

問題点

含水率の高い下水汚泥が、焼却施設の運転効率を下げており、当初想定していた焼却施設の処理能力が発揮できていない。

既存乾燥施設は無機汚泥等の処理で余力がないため、大半の下水汚泥は焼却処理の前に既存乾燥施設で乾燥させることができない。

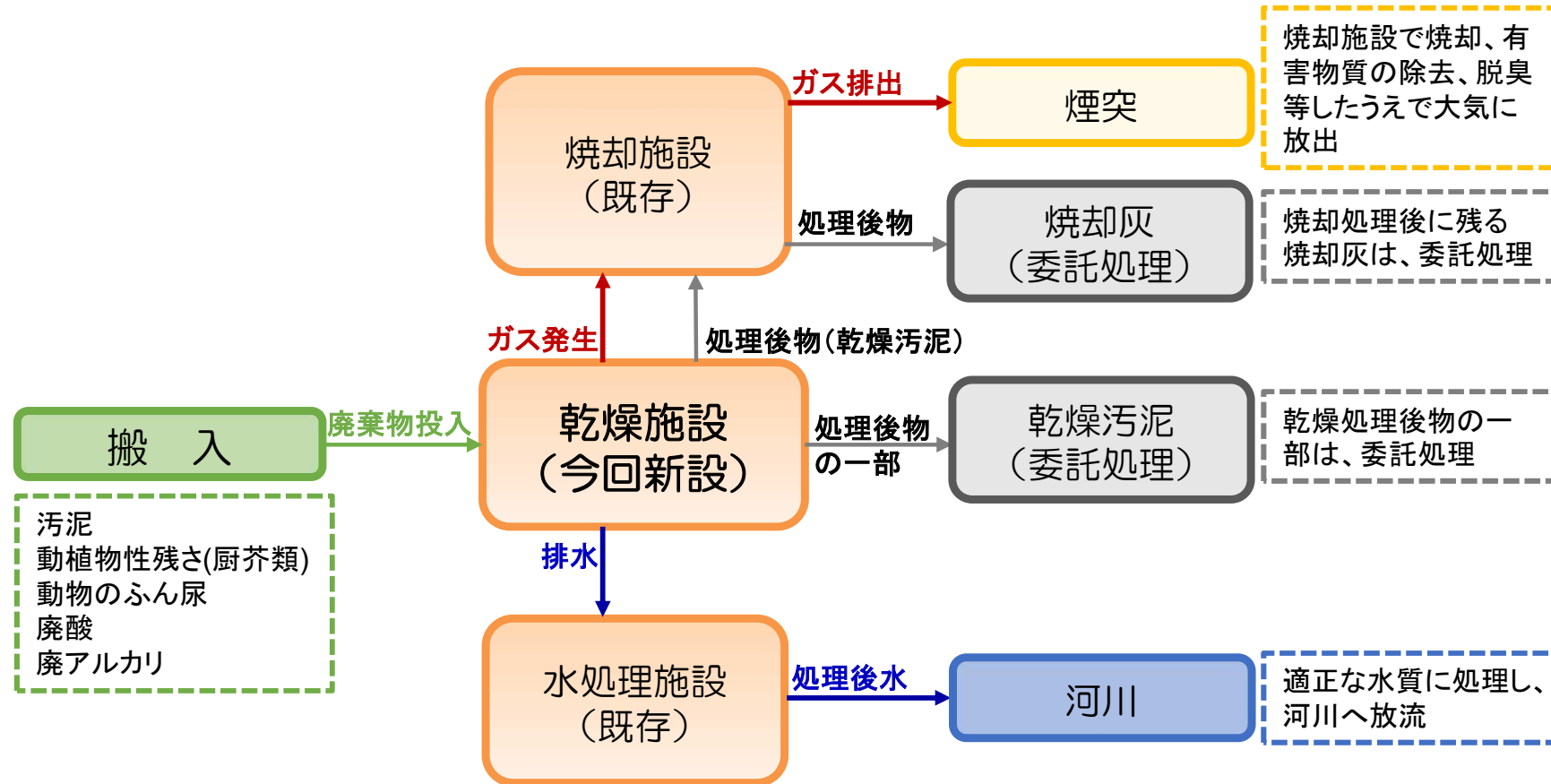
下水汚泥の処理依頼が増えているが、現状の処理方法では受け入れが困難なため、年間3件程度、処理依頼をお断りしている。

問題点を踏まえた今回の計画

汚泥等の処理を効率化し、下水汚泥の処理依頼の増加に対応するために、新設の乾燥施設を設置する。

これにより、下水汚泥を焼却する前に新設の乾燥施設で処理することで、焼却対象となる汚泥の含水率を下げ、既存の焼却施設を増設等することなく下水汚泥の処理可能量を増やす。

5 1 条対象施設（乾燥施設）の処理工程図

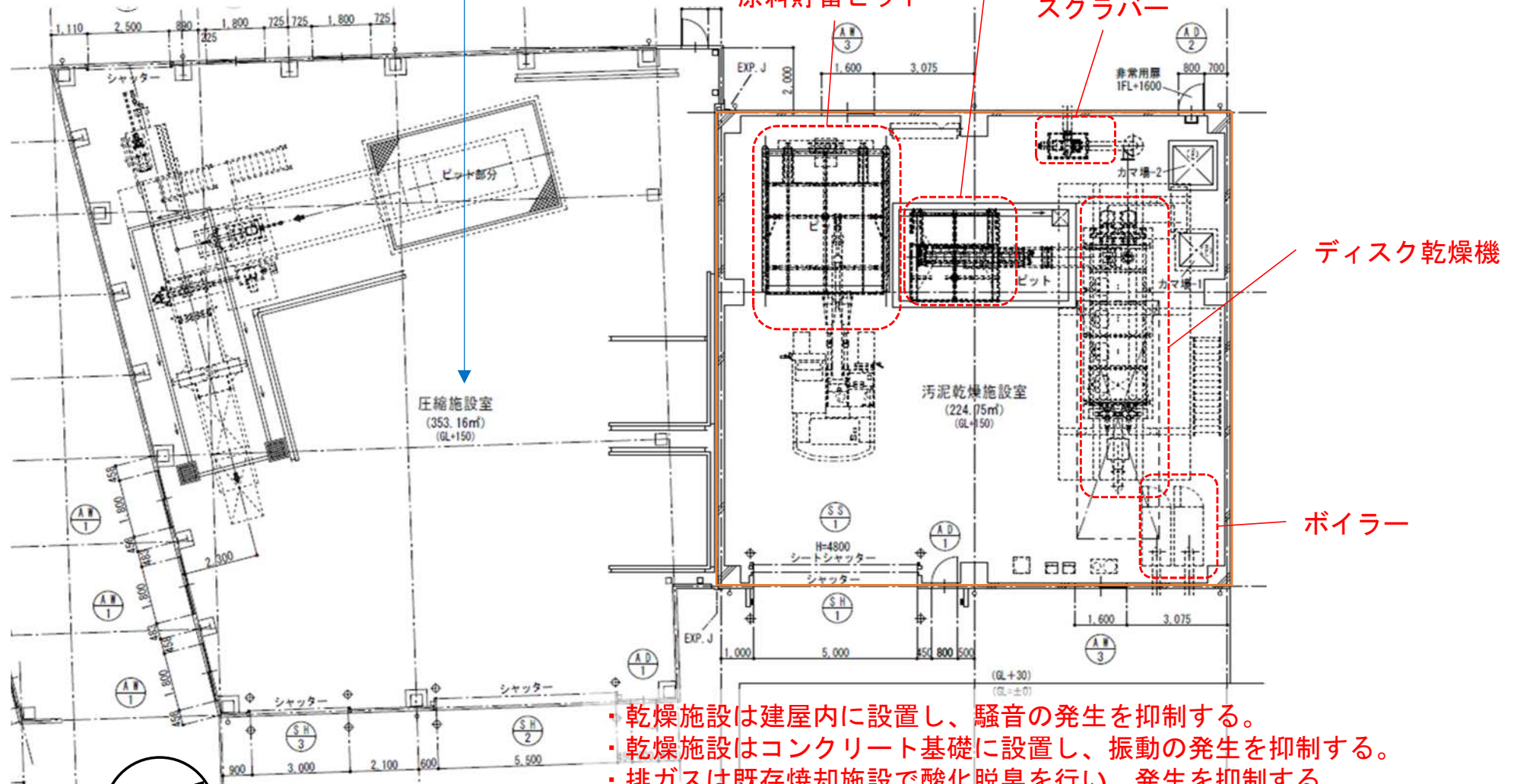


既存の焼却施設、水処理施設に能力の変更はありません
(既存の処理能力の範囲に収まるため)

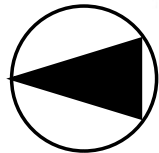
5 1 条対象施設（乾燥施設）の建屋平面図

□ : 乾燥施設 県都市計画審議会の対象（産業廃棄物処理施設）

圧縮施設は県都市計画審議会の対象外
（一般廃棄物処理施設のため）

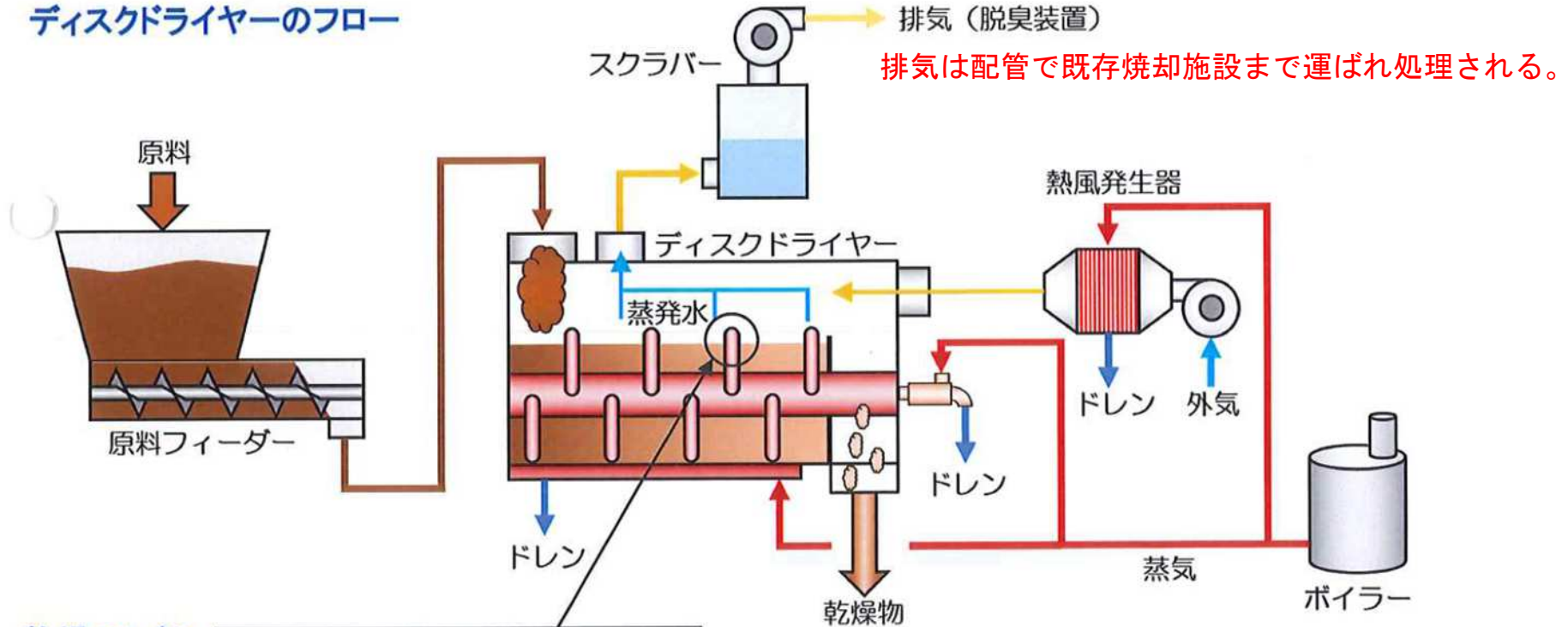


- ・乾燥施設は建屋内に設置し、騒音の発生を抑制する。
- ・乾燥施設はコンクリート基礎に設置し、振動の発生を抑制する。
- ・排ガスは既存焼却施設で酸化脱臭を行い、発生を抑制する。
- ・建屋内で発生した臭気は湿気スクラバーで中和処理する。
- ・排水は既存水処理施設で適正な水質に処理し放流する。

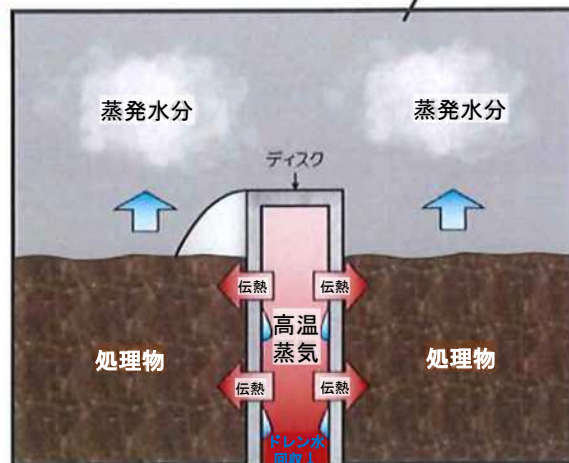


5 1 条対象施設（乾燥施設）の機械概要

ディスクドライヤーのフロー



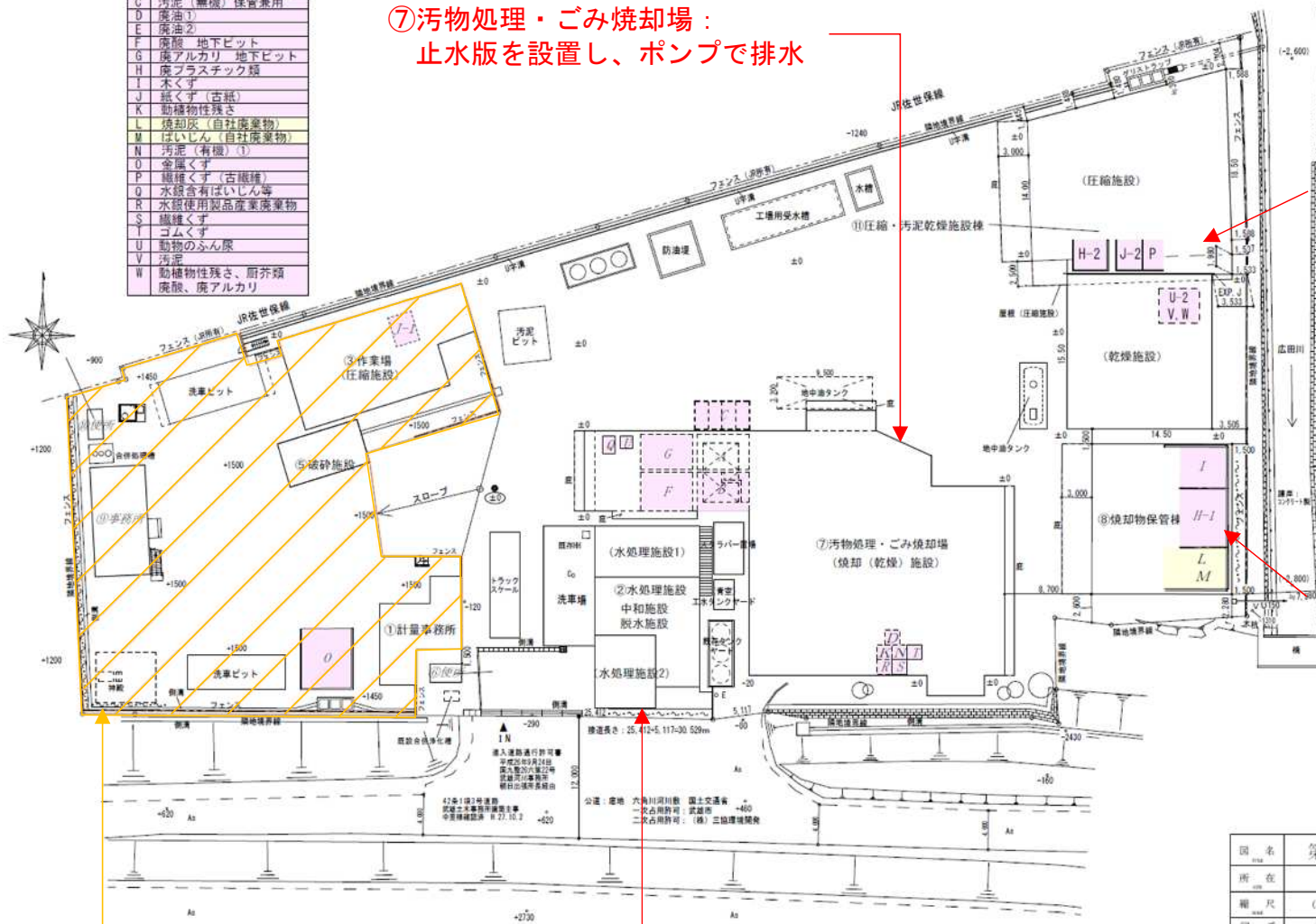
乾燥のしくみ



乾燥機へ供給された処理物は、中空で内部に蒸気が通った軸とディスクおよびケーシングに接触することで、蒸気から熱が処理物に伝熱します。この時、蒸気が冷却されて凝縮点以下の温度になると液相(ドレン水)に変化します。この過程で凝縮熱と呼ばれる大きな熱エネルギーが、ディスク壁面を通過し処理物へと伝わり処理物を急速に加熱させ内部に含まれる水分が蒸発することで乾燥処理が行われます。

水害対策について

| No. | 名称 |
|-----|------------------------|
| A | 汚泥（有機）②投入用 |
| B | 汚泥（有機）③保管兼用 |
| C | 汚泥（無機）保管兼用 |
| D | 廃油① |
| E | 廃油② |
| F | 廃酸・地下ピット |
| G | 廃アルカリ 地下ピット |
| H | 廃プラスチック類 |
| I | 木くず |
| J | 紙くず（古紙） |
| K | 動植物性残さ |
| L | 焼却灰（自社廃棄物） |
| M | ばいじん（自社廃棄物） |
| N | 汚泥（有機）① |
| O | 金属くず |
| P | 繊維くず（古繊維） |
| Q | 水銀含有ばいじん等 |
| R | 水銀使用製品産業廃棄物 |
| S | 繊維くず |
| T | ゴムくず |
| U | 動物のふん尿 |
| V | 汚泥 |
| W | 動植物性残さ、厨芥類 廃酸、廃アルカリ |



⑦汚物処理・ごみ焼却場：
止水版を設置し、ポンプで排水

②水処理施設：処理過程が密閉されている

：高台（1.5mの嵩上）

⑧圧縮・汚泥乾燥施設棟
（今回新築）

圧縮施設：
機械の配電盤を約1～1.5mの位置に設置。
大雨時は廃棄物をトラックに積み込んで敷地内の高台に避難。

乾燥施設：
止水板を設置予定。
廃棄物の保管は地下ピットで行うため浸水時も流れ出る恐れはない。

⑧焼却物保管棟：
ビニール袋に入れて保管している。
大雨時は保管庫にネットを設置し、ビニール袋が流れ出るのを防止。

| 凡例 |
|---------|
| 処理前保管場所 |
| 処理後保管場所 |
| 高台 |

（水害対策）

| 図名 | 第一工場 計画配置図 | |
|---|------------------|-------------|
| 所在 | 佐賀県武雄市北方町大字志久 地内 | |
| 縮尺 | (A3) 1/400 | 作成年月 令和5年5月 |
| 図番 | 2-1/1 | 設計 田中 建設 |
| 管理番号 | 2614-0201-240307 | |
| 熊本市東区錦ヶ丘31番14号 TEL 096122-0540 FAX 096122-0541 | | |

水害対策について(写真)



1.5m程度の嵩上

高台（南側より）



止水板



水処理施設（処理過程が密閉されている）



焼却物保管棟（ネットの設置）

生活環境影響調査及び公害防止協定の状況

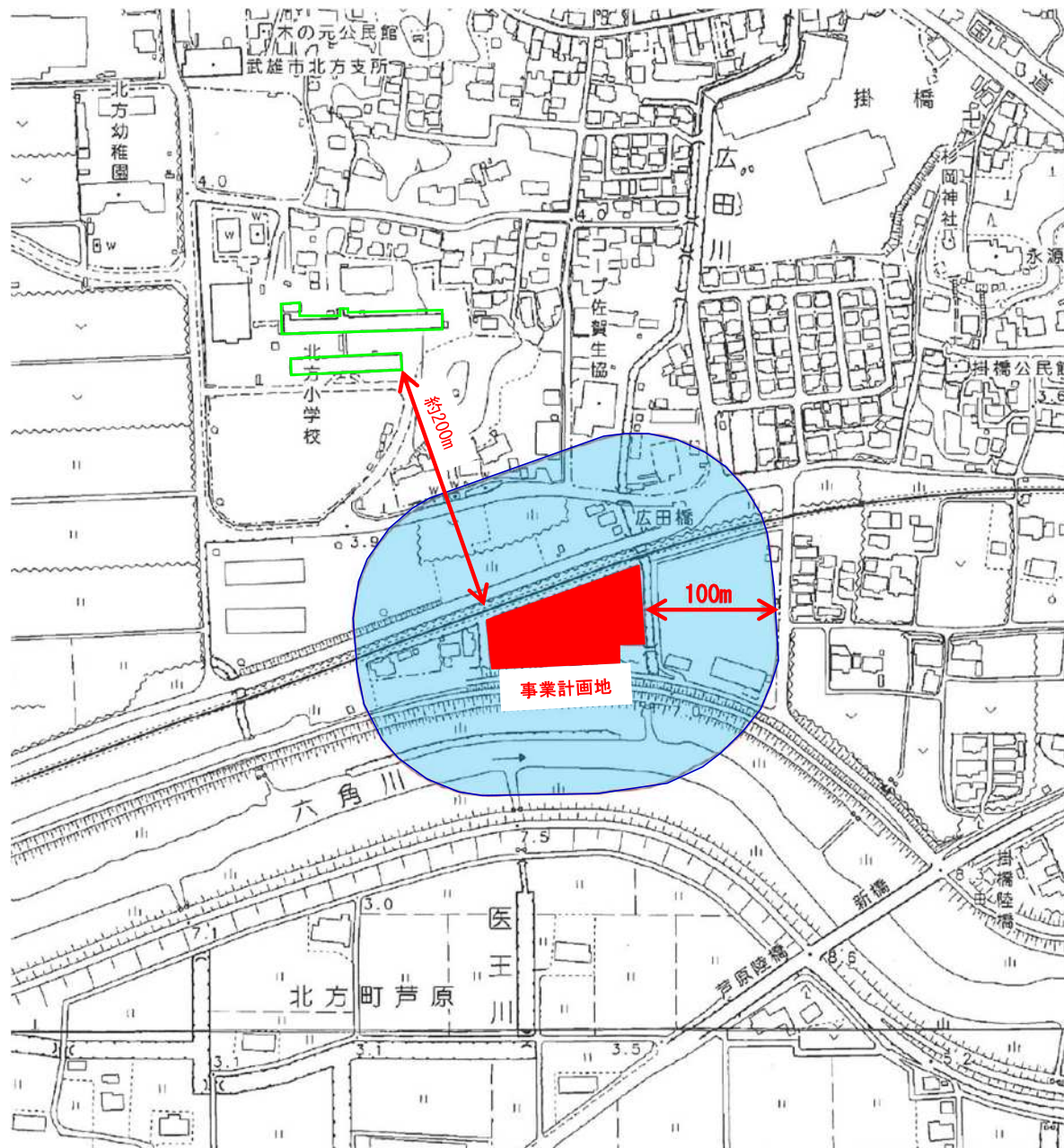
環境調査の経緯

- 平成13年 4月 脱水施設設置に伴う生活環境影響調査
- 平成18年 2月 一般廃棄物処理施設（圧縮施設）設置に伴う生活環境影響調査
- 平成22年 5月 焼却（乾燥）施設設置に伴う生活環境影響調査（平成8年設置の焼却施設と入替え）
- 平成29年11月 焼却（乾燥）施設の処理能力の変更等に伴う生活環境影響調査
- 令和 5年 7月 今回の変更に伴う生活環境影響調査

地元への協議の経緯

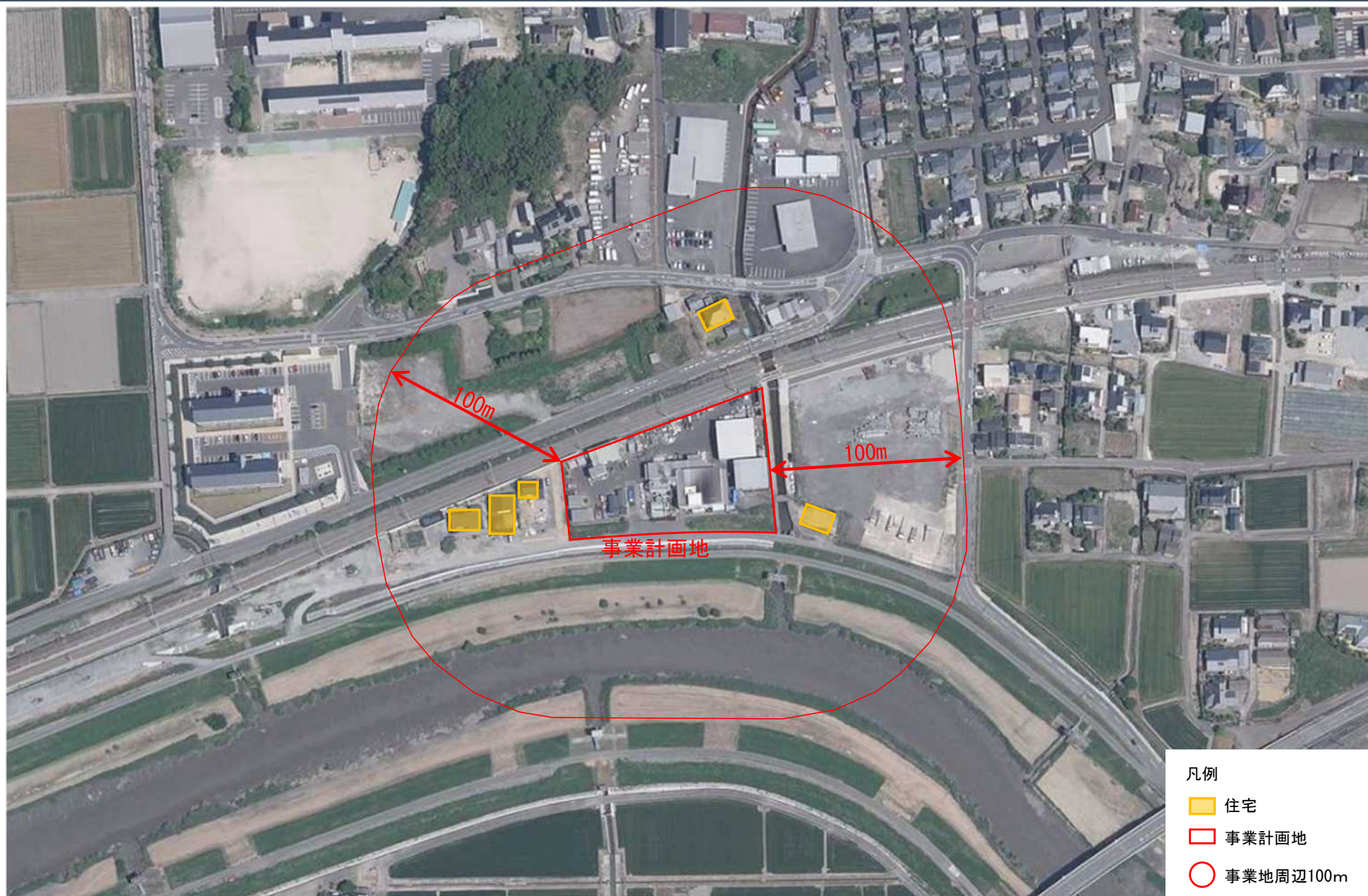
- 平成11年 7月 木ノ元区との間で公害防止協定を締結
- 平成15年 3月 破碎施設変更及び選別機、圧縮機設置に関し地元区承諾
- 平成16年 6月 破碎機、圧縮機設置に関し地元区承諾
- 平成21年 2月 焼却施設設置地番追加に関し地元区承諾
- 平成29年 2月 焼却施設の運転時間変更及び取扱い品目の追加に関し地元区承諾
- 令和 6年 1月 乾燥施設の設置及び圧縮梱包施設の移設に関し武雄市長立会の元、地元区承諾（今回の変更）

事業地周辺の状況

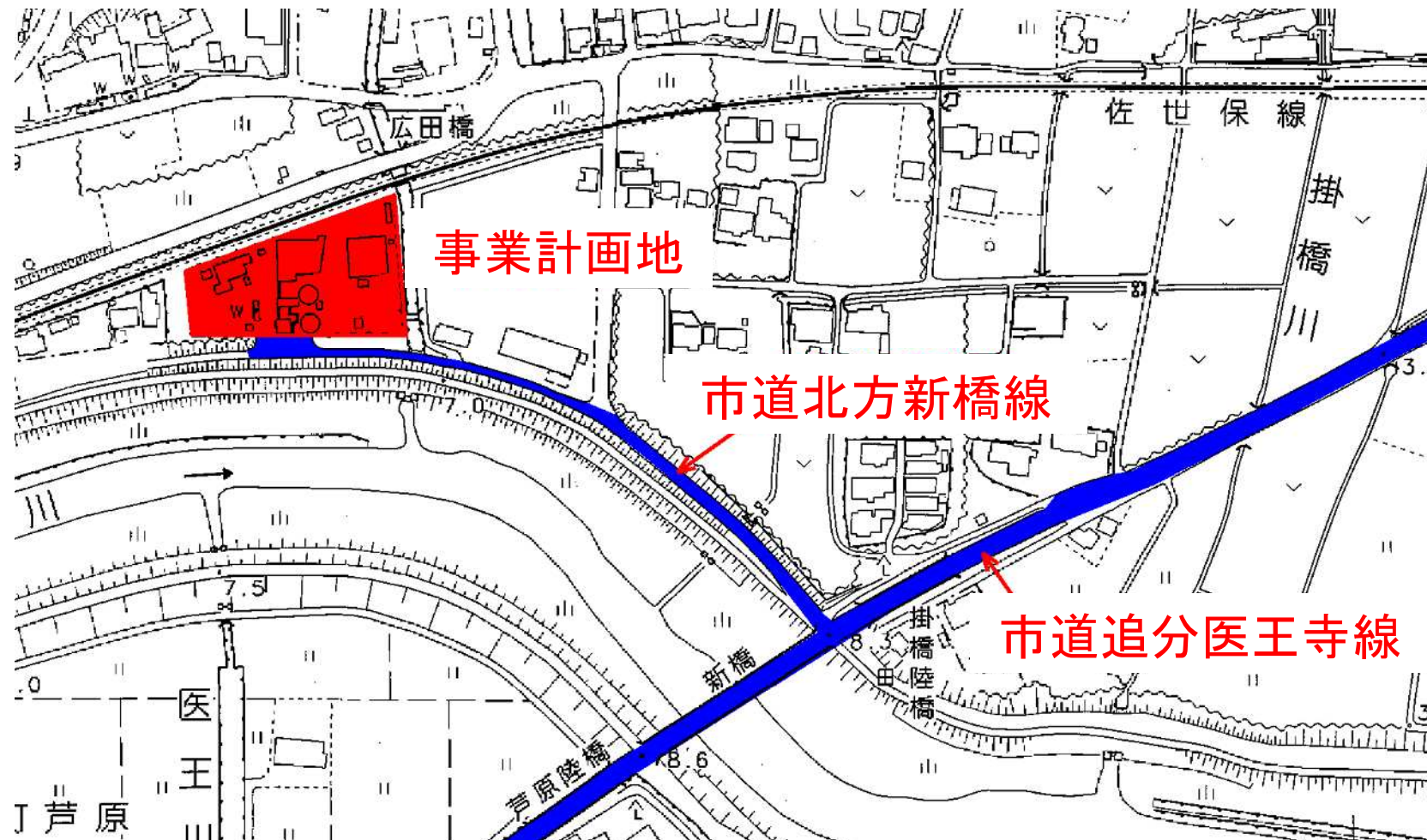


- 前面道路は市道北方新橋線
- 事業地北側はJR佐世保線、南側は六角川、東側は広田川、西側は住宅となっている。
- 近接して学校、病院、住宅群、公園等の施設はない
- JR佐世保線をはさみ、北西約200mの位置に北方小学校がある。
- 事業地周辺100m以内に5軒住宅がある

事業地周辺の状況（航空写真）



主な車輛搬出入ルート図



※計画している運搬量が、前回（平成30年）の法第51条許可の時点で想定していた範囲に収まっているため、乾燥施設の増設により車両台数や往復回数、搬出入時間に変化はありません

車両台数：13台（1日当り最大3往復 AM8時～PM5時）

⑤生活環境影響調查

環境影響調査の概要

環境影響調査項目の選定理由

| 調査概要 | 項目 | 対象となる影響要因 | 調査の有無 | 選定理由 |
|---|-----|-----------------------|-------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物 処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき実施。 事業計画による周辺環境への影響を考慮し、調査が必要と判断された項目について、現況調査を実施。 現況調査結果を元に乾燥施設増設後を予測し、各項目の結果について評価した。 | 大気質 | 煙突排ガスの排出による影響(二酸化硫黄等) | ○ | 乾燥施設の排気ガスを焼却施設へ燃焼用空気として送ることから煙突排ガスの排出による影響を把握するため |
| | | 施設の稼働による影響(粉じん) | — | 粉じんの影響については、圧縮施設を屋内に設置することから周辺環境への影響は考えられないので選定項目から除外した |
| | 騒音 | 施設の稼働による影響 | ○ | 乾燥施設及び圧縮施設の稼働による影響を把握するため |
| | 振動 | 施設の稼働による影響 | ○ | 乾燥施設及び圧縮施設の稼働による影響を把握するため |
| | 悪臭 | 煙突排ガスの排出による影響 | ○ | 大気質と同様、煙突排ガスの排出による影響を把握するため |
| | | 施設からの悪臭の漏洩による影響 | ○ | 乾燥施設からの悪臭の漏洩による影響を把握するため |
| | 水質 | 施設からの処理水の放流による影響 | ○ | 乾燥施設からの処理水の放流による影響を把握するため ダイオキシン類の影響については、乾燥施設からのダイオキシン類の排水がないことから周辺環境への影響は考えられないので選定項目から除外した |

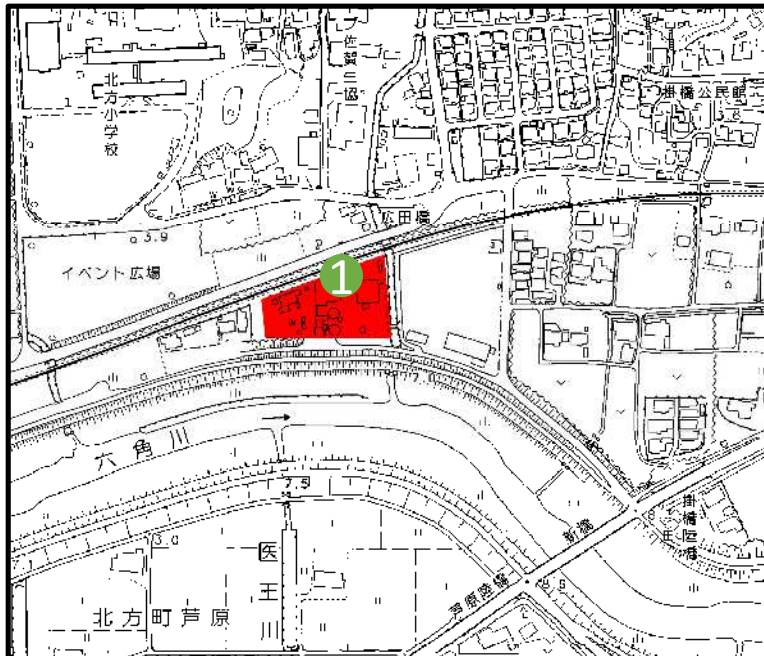
廃棄物運搬車両による大気質、騒音及び振動への影響については、廃棄物運搬車両の台数に変化が無く、周辺の生活環境への影響は考えられないので調査項目に選定しない

第一工場全体での調査であり、処理能力を増加変更する圧縮施設(一般廃棄物処理施設のため県都計審の諮問対象ではない)も含めた調査結果となっている。

環境影響調査結果一覧（大気質）

| 測定項目 | | 測定地点 | 予測値 | 環境基準[目標値] |
|------|---------|------|--------|-------------------------------|
| 大気質 | 二酸化硫黄 | ① | 0.0083 | 1日平均値0.04ppm以下 |
| | 二酸化窒素 | ① | 0.0077 | 1日平均値0.04ppm以下 |
| | 浮遊粒子状物質 | ① | 0.0038 | 1日平均値0.10mg/m ³ 以下 |
| | 塩化水素 | ① | 0.0118 | 0.02ppm以下(目標環境濃度) |
| | ダイオキシン類 | ① | 0.0105 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |

測定地点位置図



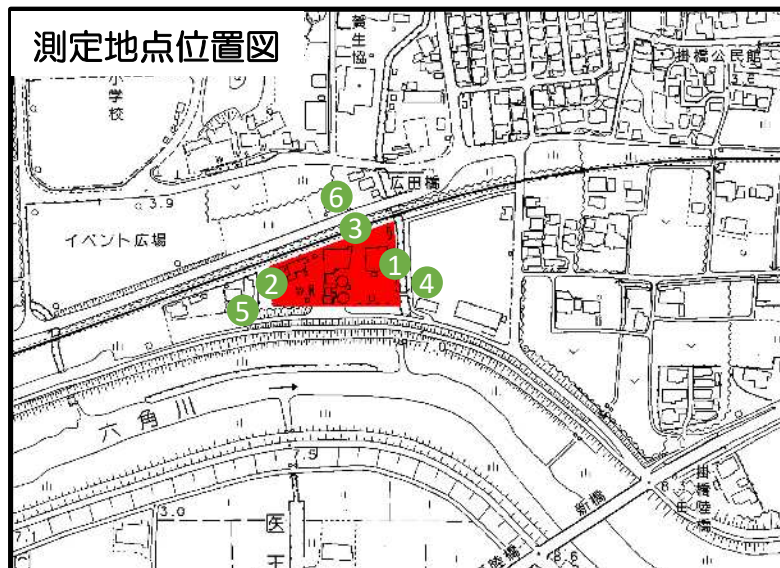
※予測の元となる現況測定結果はH28年度に7日間実施した結果を用いた。
 (現地調査を実施した時より現在まで事業予定地内の施設に大きな変更がないことから、現在の環境と変わらず代表でき得ると判断した。)

周辺環境への影響の分析結果
 予測値が環境基準を満足する。

環境影響調査結果一覧（騒音）

| 測定項目 | | 測定地点 | 予測値 (dB) | | | | 基準値 (dB) | | | | | | | |
|---------|----|------|----------|----|----|----|-------------|---|-------------|---|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | | | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 | 朝 | | 昼 | | 夕 | | 夜間 | |
| 人家側敷地境界 | 東側 | ① | 50 | 60 | 50 | 50 | 50 (規制値) | ○ | 60 (規制値) | ○ | 50 (規制値) | ○ | 50 (規制値) | ○ |
| | 西側 | ② | 45 | 59 | 45 | 45 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 北側 | ③ | 45 | 58 | 45 | 45 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 周辺人家 | 東側 | ④ | — | 45 | — | 45 | — | — | 55 (※) | ○ | — | 45 (※) | ○ | |
| | 西側 | ⑤ | — | 41 | — | 41 | | | | ○ | | | ○ | |
| | 北側 | ⑥ | — | 47 | — | 47 | | | | ○ | | | — | 60 (※) |

※:環境基準(目標値)



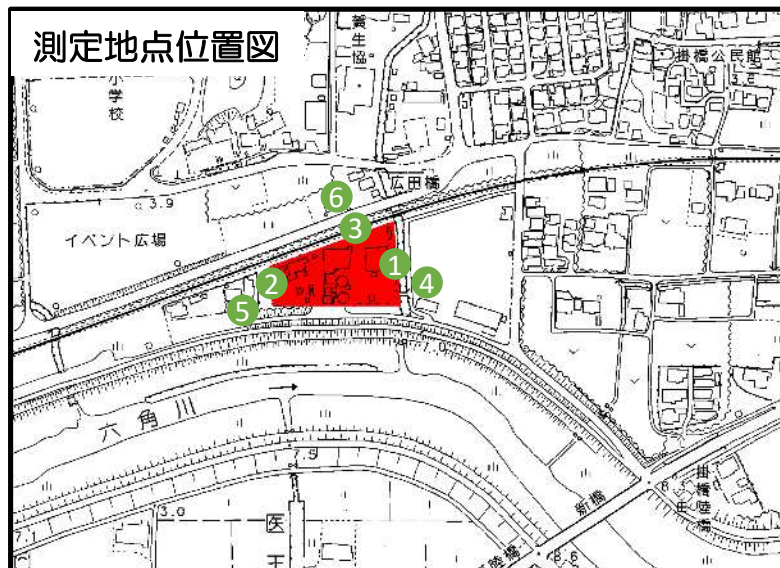
周辺環境への影響の分析

予測値が基準値を満足する。

環境影響調査結果一覧（振動）

| 測定項目 | | 測定地点 | 予測値 (dB) | | 基準値 (dB) | | | |
|---------|----|------|----------|----|-------------|---|-------------|---|
| | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | | 夜間 | |
| 人家側敷地境界 | 東側 | ① | 50 | 33 | 60 (規制値) | ○ | 55 (規制値) | ○ |
| | 西側 | ② | 51 | 30 | | ○ | | ○ |
| | 北側 | ③ | 54 | 31 | | ○ | | ○ |
| 周辺人家 | 東側 | ④ | 43 | 30 | 55 (※) | ○ | 55 (※) | ○ |
| | 西側 | ⑤ | 47 | 30 | | ○ | | ○ |
| | 北側 | ⑥ | 44 | 30 | | ○ | | ○ |

※:振動感覚閾値



周辺環境への影響の分析

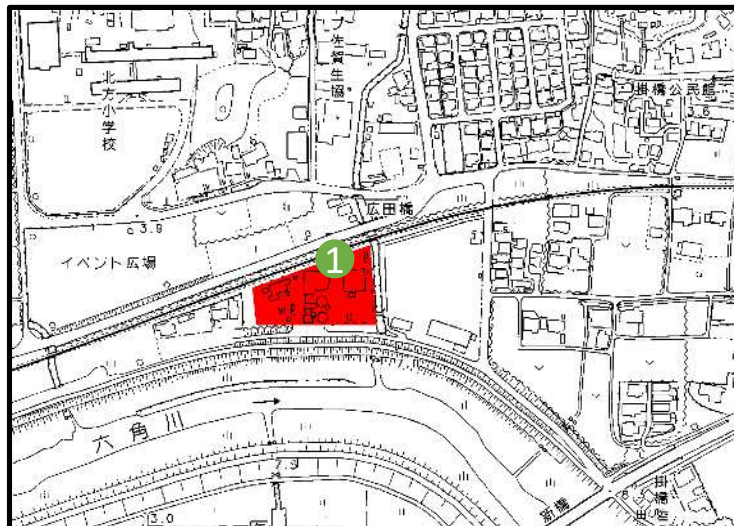
予測値が基準値を満足する。

環境影響調査結果一覧（悪臭）

| 測定項目 | | 測定地 | 測定結果 | 予測結果 | 定量下限値 | 規制基準 | |
|-----------------|----------|-----|-----------|------|-----------|-----------|-----------|
| 人家側敷地境界 （風下） | 特定悪臭物質濃度 | ① | アンモニア | ND | 測定結果とほぼ同等 | 0.1ppm | 1ppm |
| | | | メチルメルカプタン | ND | | 0.0005ppm | 0.002ppm |
| | | | 硫下水素 | ND | | 0.001ppm | 0.02ppm |
| | | | 硫下メチル | ND | | 0.001ppm | 0.01ppm |
| | | | 二硫下メチル | ND | | 0.001ppm | 0.009ppm |
| | | | ノルマル酪酸 | ND | | 0.0006ppm | 0.001ppm |
| | | | ノルマル吉草酸 | ND | | 0.0005ppm | 0.0009ppm |
| | | | イソ吉草酸 | ND | | 0.0005ppm | 0.001ppm |

NDは定量下限値未滿

測定地点位置図



周辺環境への影響の分析

現地調査結果では、人家側敷地境界、周辺人家付近で悪臭はほとんど感知されず、十分に拡散されていた。

排ガスは燃焼炉で酸化脱臭を行い、乾燥施設は屋内に設置し、発生した臭気を脱臭装置で処理することから、現在と変わらず、煙突及び施設からの漏洩はほとんどないと予測される。

煙突排ガス及び施設からの悪臭の発生はほとんどないものと考えられ、測定結果とほぼ同等となるものと考えられる。

→規制基準を満足し、周辺の生活環境への著しい影響はない

環境影響調査結果一覧（水質）（1/2）

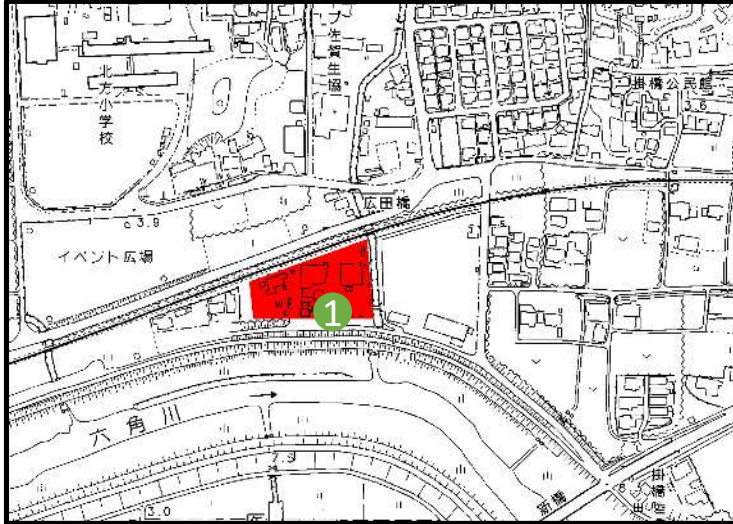
⑤生活環境影響調査

| 測定項目 | | 測定地 | 測定結果 | 予測結果 | 許容限度[排水基準] ○は日間平均 | |
|-------------------|-------------------|------------|---|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 排水処理施設処理水 | 生活環境の保全に関する排水基準項目 | ① | pH | 7.3～7.9 | 計画の実施後も現在の水質を維持し、排水基準を満足する | 5.8～8.6 |
| | | | BOD | <0.5～1.4mg/L | | 160(120)mg/L以下 |
| | | | SS | <1～6mg/L | | 200(150)mg/L以下 |
| | | | n-ヘキサン抽出物質 | <0.5～1.2mg/L | | 5mg/L以下 |
| | | | フェノール類 | 定量下限値未滿 | | 5mg/L以下 |
| | | | 銅 | <0.01～0.04mg/L | | 3mg/L以下 |
| | | | 亜鉛 | <0.005～0.097mg/L | | 2mg/L以下 |
| | | | 溶解性鉄 | 0.04～0.21mg/L | | 10mg/L以下 |
| | | | 溶解性マンガン | 0.01～0.04mg/L | | 10mg/L以下 |
| | | | 全クロム | 定量下限値未滿 | | 2mg/L以下 |
| | | | 大腸菌群数 | 0～72個/cm ³ | | (3000)個/cm ³ 以下 |
| | | | 全窒素 | 1.1～14mg/L | | 120(60)mg/L以下 |
| | 全リン | | 0.071～8.7mg/L | 16(8)mg/L以下 | | |
| | 人の健康の保護に関する排水基準項目 | | カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベシゼン、セレン、フッ素、1,4-ジオキサシ | 定量下限値未滿 | | - |
| | | | ホウ素 | ～0.1mg/L | | 10mg/L |
| 硝酸性・亜硝酸性・アンモニア性窒素 | | 0.2～11mg/L | 100mg/L | | | |

各項目の測定値は平成25～令和4年度の結果のうち最も悪かった年度のものを記載
 (pH、硝酸性・亜硝酸性・アンモニア性窒素：H27年度
 n-ヘキサン抽出物質、亜鉛：H26年度
 その他の項目：H25年度)

環境影響調査結果一覧（水質）（2/2）

測定地点位置図



周辺環境への影響の分析

事業予定地の排水処理施設処理水における水質は、排水基準をすべて満足する結果であった。

本計画の実施後も排水処理施設の計画処理能力に変更はないことから、計画の実施後も現在の水質を維持し、排水基準を満足するものと考えられ、周辺の河川水質も現況と変わらないものと予測される

→排水基準を満足する

②「都市計画上の支障」の判断 基準について(再掲)

「都市計画上の支障」の判断基準について

建築基準法第51条ただし書き許可

都市計画決定されていない一定規模の廃棄物処理施設について、県が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が**都市計画上支障が無い**と認めて許可した場合は、新築・増築が可能となります。

昭和35年建設計発第29号より抜粋

法第51条ただし書きの規定により特定行政庁が取り扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とする

- (1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ない場合
- (2) 将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合
- (3) 設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はそれらの計画の構想が確定していない場合
- (4) その他関係部局が**公益上やむを得ない**と認める場合

公益上やむを得ないと認められるかについての審査

- ・環境対策 : 生活環境影響調査、公害防止協定、災害対策
- ・施設の位置 : 既存集落や公共施設、市街地等との位置関係
- ・道路交通 : 搬出入経路、道路幅員、出入口の位置
- ・施設計画 : 敷地、建築物、廃棄物処理施設の計画

都市計画上の支障について県の意見

- ①以前より産廃処分施設として使用されており、当時の北方町及び地元の区長とも協議がなされ、地元との公害防止協議に基づき支障なく運営されている。
- ②50戸以上の既存集落に近接しておらず、学校・病院・公園等の公共施設に近接していない。
- ③計画している運搬量が、前回(平成30年)の法第51条許可の時点で想定していた運搬量の範囲内に収まっているため、乾燥施設の増設による搬出・搬入車輛の増加はなく、周辺の道路交通に与える影響が少ない。
- ④当該施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査が実施され、その結果周辺への影響は少なく、また、乾燥施設の増設に伴う地元との公害防止協定が新たに締結されている。

県としては、今回計画は周囲に及ぼす影響が少なく都市計画上支障ないと考えます

(参考)武雄市の意見

計画施設は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えられる。

(武雄市都市計画審議会に諮問済)